

## 審査基準整理票

処分名	介護医療院の開設許可			
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項）第107条		
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項）第107条		
	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）			
	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年老老発0322第1号）			
	大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月26日条例第19号）			
	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月17日条例第26号）			
所管部署	健康福祉部（局）	福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	60	日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 (指定等の申請)</p> <p>第4条 法第70条第1項、第86条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定の申請並びに法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可の申請は指定・許可申請書(様式第2号)により、第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請は指定申請書(様式第2号の2)により、それぞれ行うものとする。</p>				

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。